

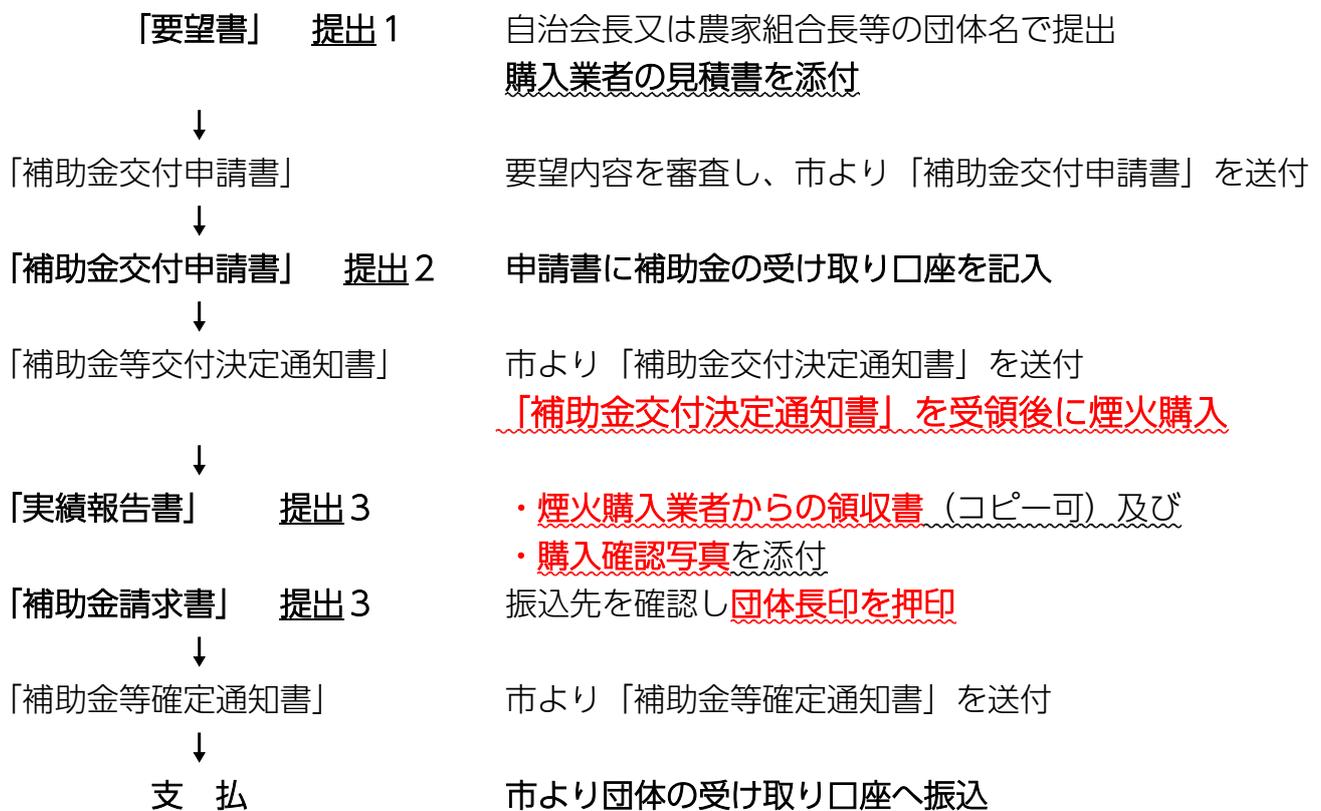
● 獣害駆逐用煙火（T-3）購入補助

有害鳥獣の追払いを行うための動物駆逐用煙火購入に係る費用の一部を補助します。

【補助基準】 別紙 ② 参照

補助金申請手続（団体）

※ 手続き前に購入されたものは補助金の対象とならないため、必ず事前（購入前）に獣害対策課（86-7832）へご相談下さい。



担当：いなべ市役所 農林商工部 獣害対策課
所在地：〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地
電話：0594-86-7832

獣害対策事業補助金交付基準

別紙 ②

鳥獣害駆逐用煙火購入事業

対象事業	採択基準	補助率	交付対象者	申請方法	備 考
サル・シカ・イノシシ等鳥獣による農作物の被害防止のため、追払い用煙火購入に係る費用の一部を補助する	動物駆逐用煙火 (T-3)	50%	自治会 農家組合 等	自治会長又は 団体の長より 要望書を提出	○ 同一地区の申請は、10万円かつ 年200本を上限とする